

自立支援センター入所に、年齢制限は「ナイ」というが、

今年2月、市更相で、60歳以上は「ダメ」と言われたのだが・・・

## 「原則」と個々人の相談状況による「結果」が、一致しない場合

「自立支援センター入所に、年齢制限はないと書いてあるが、今年2月に市更相で相談したところ、60歳以上は無理だからと、一時保護所を勧められた」という報告がありました。

「夜間学校ニュース」が嘘を書いてはいけけないので、まず、原則を確認してみました。

大阪市の担当部局職員は、「求職活動をする意欲があり、病気などで働けない状態でなければ、年齢に関係なく利用可能」といつています。そのことは、巡回相談員も市更相職員も知っているはずとも。

ですから、求職活動に対する意欲さえ高ければ、年齢制限はない(ただし、70歳を超えると、ちよつと無理)と書いたことは、原則的には嘘ではありません。

ただし、「原則」がすべて「現実」化されるかという点、そうではないのが「浮き世」というもので、これは皆さんも良くご承知のことと思います。

まず、自分の「こうしたい」という思いがあつて、現実化するために、行動する。そして、自分の考え、思いを相手に伝える。で、話の相手は「他人」ですから、自分の考えを伝えるには、考えが明確である必要があり

ます。

相談をする相手(市更相の職員なり巡回相談員)は、一応、相談を受けることを仕事にしているわけですから、相談に来た人が選択できる道を色々考えて、その時に最善と思える選択肢を勧めたいという職務上の欲求を持っていると想定します。

相談を受けた側と相談する側の思惑が一致すればいいのですが、中々、単純にはいきません。生活保護申請と違って、自立支援センターは、入所希望者をすべて受け入れなければならないという性格のものではないからです。就労意欲は高くても、期間の短い自立支援センターよりも、生活保護法上の施設入所、そこから居宅移行するという、長期にわたった生活の安定を図った上で、求職活動をした方が、相談者にとっては良い選択肢であるという判断もありえます。

勿論、判断は押しつけられるものではありませんから、相談者がどうしても自立支援センターがいいと言えば、そうなったと思われれます。結果は、一保入所、合わなくて退所となったということなのです。どうしても、自立に入りたいということであれば、声をかけてね。

しこうそう かま さき (あいらん地域) の福祉相談窓口です。

やかんしゆくしりょう ただ りょう しゅうへん こうえん のじゆく かりご やせいかつ せいかつ  
夜間宿所利用・炊き出し利用、センター周辺や公園での野宿・仮小屋生活から、アパート生活へ！

しりつこうせいそудんしょ しこうそう かま さき (あいらん地域) 内の簡宿利用者、夜間宿所利用者、そして、地区内で野宿する人を担当する福祉の相談窓口です。

やくしよ かんかつ なわぼ しこうそう まどぐち てんのうじこうえん ね てんのうじくやくしよ そудん  
役所は管轄(縄張り)にこだわりますから、市更相の窓口で「天王寺公園で寝ていた」というと、「天王寺区役所で相談して下さい」といわれます。「鶴見橋商店街で寝ていた」というと、「西成区役所へ行って下さい」といわれます。この点、相談に行く前に、しっかり確認しておいて下さい。

さいてい そудん い まえ ぼん やかんしゆくしよ しゅうへん さんおう たいし しこうそうしゅうへん ねと  
最低でも、相談に行く前の晩は、夜間宿所かセンター周辺あるいは山王・太子など市更相周辺で寝泊まりしていたことが必要です。地区内の簡宿に止まっている人が、わざわざ野宿していく必要はありません。

おおさか しりつこうせいそудんしょ  
**大阪市立更生相談所にできること**

### 1) 医療相談

からだ ちょうし わる ひと いしゃ しょうかい たいがい いりょう がんか しか びょうき  
体の調子の悪い人は、医者を紹介してもらえます。大概是医療センターですが、眼科や歯科など病気によっては、他の病院を紹介してくれます。勿論、無料で医者にかかれます。医療センターの受診の後、医療センターの相談室で相談して、紹介状を書いてもらうこととなります。医療継続のために、必要です。市更相に持っていきましょう。入院の場合は、生活保護の医療保護(入院保護)とすることとなります。

### 2) 施設相談

にち さんしょくふろつ からだ ちょうし ととの ひと さんとくりょう せいかつ りょう そудん くだ  
2～3日、三食風呂付きで体の調子を整えたい人は、三徳寮の生活ケアセンターの利用を相談してみてください。  
さいきん りょうしゃ すく ことわ すく いりょう じゅしん あと いりょう そудんしつ そう  
最近の利用者が少ないので、断られることは少ないようです。医療センターの受診の後、医療センターの相談室で相談して、紹介状を書いてもらうこととなります。市更相に持っていきましょう。  
しこうそう せいかつ しょうかいじょう も さんとくりょう うけつけ い せいかつ ほ ごほうがい えんじよ  
市更相からの、生活ケアセンターへの紹介状を持って、三徳寮の受付に行きます。これは、生活保護法外の援助、つまり、法外援助といえます。

にち ちょうき しせつ はい たいりよく かいふく かど いんしゆ いぞん わる せいかつしゅうかん かいぜん  
2～3日でなく、長期に施設に入って、体力の回復や過度の飲酒やギャンブル依存などの悪い生活習慣を改善した人は、長期の寮(生活保護施設)への入所を相談しましょう。生活保護の中の施設保護です。

### 3) 居宅確保相談

じゅうきよ ひと か せいかつ ほ ご なか きょたく ほ ご しんせい  
住居のない人が、アパートやマンションを借りて、生活保護の中の居宅保護を申請することができます。  
ばあい いりょうそудん しせつ そудん きょたく ほ ご そудん しょくいん つた ひつよう  
この場合は、医療相談でも施設の相談でもなく、居宅保護の相談であることをはっきり、職員に伝える必要があります。  
おおさかし せいかついこうしえんじぎょう じゅうきよ ひと じゅうきよ さが あいだ せいかつ ひ しきゅう  
大阪市には「生活移行支援事業」というのがあります。住居のない人については、住居を探す間や生活費を支給するための手続きをする間、寝泊まりする場所がないと住居探しなどに専念できないだろうということで、2週間程度施設で過ごすことになっています。施設の職員が、住居探しの手伝いをしてくれるほかに、手続き上のわからないことについて、助言してくれます。

ちゅうき しききん ちんたいじゅうたく はい ひと にゅうきよ ひ けいやくしよ も たんとう く  
**注記:** 敷金のいらない賃貸住宅(マンション・アパート)に入る人は、入居したその日に、契約書を持って、担当の区役所へ行くこととなります。